

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月 3日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	No.1ガスタービン発電機車の試運転時、充電器盤故障の警報が発生したため、充電器盤内を確認したところ、発電機始動用充電器(1)本体部に小動物(ネズミ)の死骸が充電器本体の開口部より内部の基板に接触している状態であった。小動物(ネズミ)の侵入箇所と思われるケーブル貫通部にシール処理を実施。(緊急時の必要台数は1台で、No.2ガスタービン発電機車が健全であり、No.1ガスタービン発電機車も現状蓄電池で起動可能である。)	G II	
2	その他	第二構内保管品置場(屋外)において、保管中の撤去品整理業務を実施中、大型弁9台を移動した際に、2台の大型弁の電動駆動部よりグリスの漏えい(合計10.96リットル)が認められたため、容器で受けるとともに、同様の大型弁で電動駆動部が開口しているもの(9台中5台)について、漏えい防止処置(ビニールによる養生)を実施。	G III	